

不燃化推進事業老朽建築物除却助成金交付申請書

年 月 日

文京区長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号
※ 本人（代表者）の自署又は記名押印

文京区不燃化推進事業要綱第10条第2項の規定により、老朽建築物の除却に係る助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たり、国、東京都、区等から老朽建築物の建替え又は老朽建築物の除却に係る事業に関して補助金等の交付を受けていません（受ける予定はありません。）。

記

住居表示	
地名地番	
家屋番号	
用途	
構造及び階数	木造 ・ 一部（ 造） / 地上 階 ・ 地下 階
延床面積	m ²
耐火性能	防火構造 ・ その他 （ ）
しゅん工時期 （老朽建築物）	年 月頃
老朽建築物の建築確認年月日	年 月 日 第 号 ・ 不明
除却工事	着工予定年月日 年 月 日
	完了予定年月日 年 月 日
	除却工事費 円 ※ 税抜金額を記入してください。
特記事項	

- ※ 老朽建築物であることの理由（区記入欄のためチェックは不要です。）
- 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の3分の2に相当する年数を経過した木造建築物
 - 災害その他の理由により、これと同程度の機能の低下を生じている木造建築物
 - 区長が特に必要があると認めた建築物

※ 裏面の注意事項をご確認ください。

※ 注意事項

- 1 この申請書は、**必ず建築物の除却工事の着工前に提出**してください。
- 2 添付書類
 - (1) 申請者に関する書類
 - 前年度（4月から6月までに申請する場合は、前々年度）の住民税納税証明書（申請する日から3月以内に発行されたものに限る。）
 - ※ ご本人以外の方の申請は、委任状が必要になる場合があります。詳しくは、各自治体の住民税担当部署にご確認ください。
 - 土地及び老朽建築物の所有者が確認できる書類（登記事項証明書（申請する日から3月以内に発行されたものに限る。）等）
 - 法人登記事項証明書（申請する日から3月以内に発行されたものに限る。）及び中小企業者等であることを証明する図書（業種、資本金、従業員数等が分かるものをいい、中小企業者が申請するときに限る。）
 - (2) 敷地に関する書類
 - 土地の所有者の同意書（土地の所有者が複数いるとき又は土地の所有者と老朽建築物の所有者が異なるときに限る。）
 - 公図
 - (3) 除却する老朽建築物に関する書類
 - 老朽建築物の現況が分かる図面（付近見取図、配置図等）
 - 老朽建築物の現況が分かる写真
 - 除却工事に関する見積書（老朽建築物及びその附属物の除却費用がそれぞれ別に記載されたものに限る。）の写し
 - 老朽建築物の建築年数が分かる書類（建物の登記事項証明書（申請する日から3月以内に発行されたものに限る。）等）
 - 老朽建築物の所有者全員の同意書（老朽建築物の所有者が複数いるときに限る。）